

財務省告示第二百三十三号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十八年五月十七日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年六月二日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	総額 面金額の	額面 金額の 買入 価格
国債（五庫付）	第三十回	七百六十八億 円	百円六銭
国債（十庫付）	第三十三回	二千二百四十 億	七十九円三十 四厘
国債（十庫付）	第二百三回	九百三十三億 円	百二円三十四 厘
国債（十庫付）	第二百四回	三千五百十八億 六千	百一円九十二 厘
国債（十庫付）	第二百七回	四千五百億 円	百円十七銭九 厘
国債（十庫付）	第二百十回	二百億 円	百二円八十二 厘
国債（十庫付）	第二百七十回	五十億 円	七十九円六十 厘
国債（十庫付）	第二百七十回	五十億 円	九十八円六十 厘
国債（十庫付）	第二百七十回	百五十億 円	九十八円六十 厘
国債（十庫付）	第二百七十回	百六十億 円	九十八円七十 厘
国債（十庫付）	第二百七十回	三百十四億 円	九十八円七十 厘

"	"	"	"	"	"	"	"	"	年債利 券付 (三 国 十 庫)	"	"	"	"	"	年債利 券付 (二 国 十 庫)	
第十二回	第十回	第十回	第十回	第十回	第九回	第九回	第九回	第九回	第九回	第八十六回	第八十六回	第八十六回	第八十六回	第八十二回	第六十一回	
二十八億円	二十五億円	五十億円	四十八億円	百五十億円	二十七億円	十億円	十億円	二十五億円	五十億円	七十九億円	十億円	三十億円	二百億円	十億円	三十億円	
九十八厘 二円五十	七厘十三 円二銭	七銭十二 六厘 円九十	七銭十二 五厘 円九十	七銭十二 四厘 円九十	七銭十九 六厘 円三十	七銭四 厘 円三十	七銭九 厘 円三十	七銭十二 厘 円二十	七銭九 厘 円二十	七銭三 厘 円二十	九百厘 円四十七 銭	五百厘 円四十六 銭	八百厘 円四十三 銭	五百厘 円三十五 銭	九銭十七 六厘 円五十	八銭十二 厘 円九十

合  
計

円一  
兆五  
百六  
億